

業務委託契約(覚書)に係る事務取扱要領

令和4年11月15日
理事長 裁定

(趣旨)

第1条 研究代表者等は企画するコンソーシアム又は学術集会等の運営経費(会費又は旅費等)について、一般財団法人青葉工学振興会(以下「本会」と言う)と業務委託に関する契約(覚書)を取り交わし、その会計処理の事務を委託することができる。

(適用)

第2条 本会定款第3条に規定する「工学に関する研究開発及び研究・教育助成並びに工学に関する普及・啓発などに関する事業」を業務委託の範囲とする。

(経費区分)

第3条 運営経費(会費又は旅費等)の請求は本会から研究代表者等が作成した関係資料をもとに企業等に対して行い、入金は「預り金」として、研究代表者等にその状況を報告する。

(受払方法)

第4条 本会が管理する受払は、前条に規定する研究代表者等からの「預り金」として取り扱うことから、研究代表者等の指示に従って処理を行う。

(経理処理)

第5条 研究代表者等が「預り金」から物品・旅費等を支出する場合、必要に応じて、本会が定めた所定の様式を使用して申請する。

(会計年度)

第6条 本会が管理する「預り金」は、会計年度の独立はなく、年度を越えて管理・使用することができる。
2 研究代表者等は、年度ごとの内訳等が必要な場合は、本会に受払等の関係資料を請求できる。

(預り期間)

第7条 本会が管理する「預り金」の預り期間は、双方協議して定めるものとする。

(管理費等)

第8条 本会の「預り金」に係る受払及び経理に関する管理費等は、受入経費の10%と、それに消費税を加えた金額とする。

(課税)

第9条 本業務委託契約(覚書)は、印紙税法の対象とする。

(移動)

第10条 本会が管理する「預り金」は、研究代表者等の申請理由に基づきその経費を他の部署等に移動することができる。

(除外)

第11条 本会が管理する「預り金」には、専門的知識が必要な資格を有する税務、社会保険及び労働保険等の業務は除外する。

(その他)

第12条 本業務委託契約(覚書)について、疑義が生じた場合は双方協議し定める。